

事務連絡
令和元年6月3日

都道府県
各 障害福祉主管課（部） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」等の一部改正に伴う費用徴収の運用について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項及び第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4及び第16条第1項第2号並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定によるやむを得ない事由による措置、同法第27条第1項第3号及び第2項の規定による入所等の措置並びに児童福祉法第21条の6の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。）（以下「入所等の措置」と総称する。）に係る費用徴収額の算定については、平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の別紙「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」、平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号事務次官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」及び平成24年6月25日障障発第0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の別紙「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（以下「交付要綱等」という。）により示しているところですが、今般、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について」（令和元年5月31日障障発第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱の一部改正について」（令和元年5月31日厚生労働省発障0531第4号事務次官通知）及び「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について」（令和元年5月31日障障発0531第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、その算定の基礎を所得税法（昭和40

年法律第 33 号) に規定する所得税額から、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額 (以下「市町村民税所得割の額」という。) に改正したところです。

これを踏まえた実務上の取扱いについては下記のとおりですので、各都道府県においては、貴管内市町村 (特別区を含む。) に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号事務次官通知及び平成 24 年 6 月 25 日障障発第 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の別紙「やむを得ない事由による措置 (障害児通所支援) を行った場合の単価等の取扱いについて」については、就学前の障害児の発達支援の無償化の施行等に伴い、おって改正することを予定しています。

記

第 1 費用徴収額の算定について

入所等の措置に係る費用徴収に当たっては、令和元年 6 月の算定分から、市町村民税所得割の額により算定することとなるが、市町村民税所得割の額の把握に当たって、市町村等に課税情報を照会する際には、原則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。) に基づき照会すること。

なお、照会に際しては、以下の取扱いが可能となる。

- (1) 入所等の措置を行われた障害者 (以下「被措置者」という。) 及びその扶養義務者又は入所等の措置を行われた障害児 (以下「被措置児童」という。) の扶養義務者から課税情報を照会するための同意を取る必要はないこと (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律 (平成 30 年法律第 66 号) 第 6 条、第 8 条及び第 11 条による改正後の児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法が施行されることに伴うもの)。
- (2) 被措置者及びその扶養義務者又は被措置児童の扶養義務者の個人番号については、番号法第 14 条第 2 項の規定により、住民基本台帳ネットワークを用いて取得すること。

第 2 地方税法によらない市町村民税所得割の額の算定方法について

費用徴収額の算定に当たっては、市町村民税所得割に基づいて所得の確認を行うこととされているが、一部地方税法によらない算定方法について定めるところである。これについての具体的な算定方法は以下のとおりとすること。

1. 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の算定について

費用徴収額の算定に当たって用いる市町村民税所得割の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る。）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように交付要綱等に規定したところである。

市町村民税所得割の額の算定に当たっては、別添1の旧市町村民税所得割額計算シートを参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響を生じさせないよう対応すること。

なお、旧市町村民税所得割額計算シートでは、上場株式の配当等申告分離課税所得がある場合、税率がその他の総合課税所得と異なるため、正確な旧税額が計算できない場合があるが、このようなケースは極めて少数であると考えられるため、旧税額計算シートの設計においては考慮していない。また、調整控除についても考慮していないことから、必要に応じて対応をお願いする。

2. 道府県から指定都市への税源移譲に係る算定について

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の一部の施行に伴い、道府県から指定都市へ、地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率2%相当分が税源移譲されることとなった。これにより、指定都市に住所を有することで税源移譲後の税率が適用される者については、費用徴収額の算定に当たって、指定都市以外の市町村に住所を有する者と所得が同じにもかかわらず、指定都市に住所を有する者よりも費用徴収額が高くなる可能性が生じるため、指定都市に住所を有する者に係る市町村民税所得割の額を算定する場合には、これらの者を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、税源移譲前の標準税率により算定することとなること。

なお、指定都市に住所を有する者に関し、税源移譲前の標準税率により算定した市町村民税所得割の額については、当面の間、情報提供ネットワークシステムから取得することが可能であるほか、課税証明書により提供されることとなっている。

3. 寡婦控除等のみなし適用について

費用徴収額の算定に当たっては、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫とみなして、別添2の市町村民税へのみなし寡婦（夫）適用フローチャートを参考に、控除を行うこと。

ただし、地方税法を読み替えた場合における「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、市町村民税所得割の額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日時点において、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとし、寡婦控除等のみなし適用の対象には含まない。

なお、寡婦控除等のみなし適用に係る手続きについては、申告書や戸籍全部事項証明書等を提出させること等の方法が考えられる。

第3 経過措置について

別添3の改正後の交付要綱等に基づく算定における経過措置適用フローチャートを参考に、令和元年6月1日に現に被措置者及びその扶養義務者又は被措置児童の扶養義務者で、改正後の交付要綱等による算定基準に基づいて算定した際に、費用徴収額が増加する場合においては、当該被措置者及びその扶養義務者又は当該被措置児童の扶養義務者の同意を得た上で税務署に所得税の課税情報について照会を行い、改正前の交付要綱等による算定基準に基づき算定を行うこと。ただし、改正前の交付要綱等による算定基準に基づき算定を行った場合においても、費用徴収額が増加するものについては、次回算定からは改正後の交付要綱等による算定基準のみに基づいて算定することとする。

なお、当該経過措置は、被措置者又は被措置児童が当該措置を解除されるまでの間に限るものとする。